

# 犬山市地縁団体の認可に関する取扱要綱

平成3年12月1日要綱第8号

改正

平成21年3月31日要綱第3号

平成26年6月18日要綱第38号

令和2年3月18日要綱第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「地縁団体」という。）の認可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 認可を受けようとする地縁団体の代表者は、地縁団体認可申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 総会の議事録
- (3) 構成員の名簿（様式第2）
- (4) 不動産又は不動産に関する権利等（以下「不動産等」という。）を保有する団体にあつては保有資産目録（様式第3）、不動産等を保有することを予定する団体にあつては保有予定資産目録（様式第4）
- (5) 所在する地域において住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を現に行っていることを明らかにする事業報告書（様式第5）
- (6) 代表者就任承諾書（様式第6）

(認可)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の日から30日以内に認可の可否を決定し、当該申請をした地縁団体に通知しな

ければならない。

2 市長は、地縁団体の認可をしたときは、地縁団体台帳（様式第7）を作成し、管理するものとする。

（認可の告示）

第4条 市長は、地縁団体の認可をしたときは、延滞なくこれを告示するものとする。告示した内容に変更があったときも、同様とする。

（告示事項の変更）

第5条 認可を受けた地縁団体は、前条の規定により告示された事項に変更があったときは、速やかに地縁団体告示事項変更届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（規約の変更）

第6条 認可を受けた地縁団体は、規約の内容に変更があったときは、速やかに規約変更認可申請書（様式第9）を市長に提出し、その認可を受けなければならない。

（解散の届出）

第7条 認可を受けた地縁団体が、解散したときは、速やかに市長に書面をもって、その旨を届け出なければならない。

（認可の取消し）

第8条 市長は、認可を受けた地縁団体が、法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くことになったとき、又は不当な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すものとする。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、速やかにその旨を記載した書面をもって当該取消しをした地縁団体に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

（証明書の交付）

第9条 法第260条の2第12項に規定する証明書の発行は、第3条第2項の地縁団体台帳の写しを交付することにより行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日要綱第3号)

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成26年6月18日要綱第38号)

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日要綱第34号)

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

様式第2 (第2条関係)

様式第3 (第2条関係)

様式第4 (第2条関係)

様式第5 (第2条関係)

様式第6 (第2条関係)

様式第7 (第3条関係)

様式第8 (第5条関係)

様式第9 (第6条関係)